

加東市障害者基本計画及び第3期加東市障害福祉計画に関するパブリックコメント  
手続実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加東市障害者基本計画及び加東市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり実施するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「パブリックコメント手続」とは、計画の策定に当たり、その趣旨、内容等を広く市民等に公表し、計画について提出された具体的な意見を考慮して市が計画を定めるとともに、意見に対する市の対応を公表する一連の手続をいう。

2 この要領において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に所在する学校に在学する者
- (5) その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(パブリックコメント手続)

第3条 市長は、計画の最終案を決定するまでの適切な時期に計画案等を公表し、市民等から意見を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見を求めるときは、募集期間、募集方法等について、市広報紙、市ホームページ等により広く周知しなければならない。

(計画案等の公表方法)

第4条 前条の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 所管課及び市長が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市ホームページへの掲載

(意見等の提出)

第5条 市長は、計画案の公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、市民等から計画の策定に係る意見等の提出を求めなければならない。

2 市長は、第1項の規定により意見等の提出を受けようとするときは、市民等に対し、住所、氏名その他市長が定める事項の明記を求めるものとする。

3 意見等の提出方法は、市長が指定する場所への書面による提出、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市民等の意見が文書又は電子記録として残るものとする。

(個人情報保護)

第6条 市長は、前条第3項により提出者に明記させた住所、氏名、その他の個人情報につ

いて、加東市個人情報保護条例（平成18年加東市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、適切に管理しなければならない。

（意見等の取扱い）

第7条 市長は、提出された意見等を考慮して、速やかに計画を策定するものとする。

2 市長は、提出された意見等により計画案を修正したときは、市民等から提出された意見等の概要及びこれに対する修正案を公表するものとする。ただし、個人情報保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当するものは公表しない。

3 第4条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（庶務）

第8条 パブリックコメント手続の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月20日から施行する。